

四日市市告示第104号

四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月16日

四日市市長 森 智広

四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱（平成19年四日市市告示第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、農業以外の業を営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）並びに特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下「企業等」という。）が、四日市市内で農業を始める際に必要な施設整備や機械導入等の初期投資の一部を補助する四日市市企業等農業参入支援事業補助金（以下「補助金」という。）について四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものであり、この補助金により企業等の農業参入を促進し、もって市内農業の活性化を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、農業以外の業を営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）並びに特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下「企業等」という。）が、四日市市内で農業を始める際に必要な施設整備や機械導入等の初期投資にかか<u>る経費</u>の一部を補助する四日市市企業等農業参入支援事業補助金（以下「補助金」という。）について四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものであり、この補助金により企業等の農業参入を促進し、もって市内農業の活性化を図ることを目的とする。</p>

(対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内にて農業を行う企業等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)から(5)まで (略)

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。)は、交付対象者が市内において行う農業に関連する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)から(3)まで (略)

2 補助の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。)は、農産物の生産のために必要である施設・機械整備のうち、次に掲げる事業に要する経費とする。

(1)から(3)まで (略)

(補助金の額及び補助率)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とする。ただし、200万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内にて農業を行う企業等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)から(5)まで (略)

(対象事業)

第3条 補助の対象となるのは、前条に掲げる企業等が市内において行う農業に関連する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)から(3)まで (略)

2 補助の対象となる経費は、農産物の生産のために必要である施設・機械整備のうち、次に掲げる事業に要する経費とする。

(1)から(3)まで (略)

(補助金の額及び補助率)

第4条 補助金の額は、1補助事業者あたり200万円を限度として、補助対象経費の合計額の2分の1以内とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(実施計画の承認申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、実施計画を作成し、四日市市企業等農業参入支援事業実施計画承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

(実施計画の承認)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは承認し、四日市市企業等農業参入支援事業実施計画承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実施計画の変更)

第7条 申請者は、第5条の規定に基づく申請内容に変更があったときは、速やかに市長に四日市市企業等農業参入支援事業実施計画変更承認申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

(事業実施計画の承認申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は、企業等農業参入支援事業実施計画承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは承認し、企業等農業参入支援事業実施計画承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び決定)

第6条 申請者は、前条の規定に基づく申請内容に変更があったときは、速やかに市長に企業等農業参入支援事業実施計画変更承認申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、その変更内容を審査し、及び必要に応じて調査を

(実施計画の変更承認)

第8条 市長は、前条の規定による変更承認申請書を受理したときは、その変更内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、変更内容が適当と認めたときは、第6条に規定する承認を変更し、四日市市企業等農業参入支援事業実施計画変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 申請者は、実施計画の承認通知を受けたときは、速やかに四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付申請書（第5号様式。以下「申請書」という。）に、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

行い、変更内容が適当と認めたときは、前条に規定する承認を変更し、企業等農業参入支援事業実施計画変更承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請時に、規則第3条第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（収支予算書）（第5号様式）

(2) その他市長が必要と認めたもの

2 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第13条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（収支決算書）（第6号様式）

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、相当と認めるときは交付を決定し、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、本要綱の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による交付決定の有効期間は、交付決定の日からその日の属する年度の3月末日までとする。

(計画の変更)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市企業等農業参入支援事業計画変更承認申請書（第7号様式）を

(2) 領収書写し等

(3) 事業実績を示す写真

(4) その他市長が必要と認めたもの

提出し、承認を受けなければならぬ
い。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に
変更がなく補助目的の達成に支障がな
いと認められる場合であって、補助対
象経費全体及び各費目における20パ
ーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の規定による計画変
更承認申請書を受理したときは、変更
内容を審査し、前条第1項の規定によ
る決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第12条 市長は、前条第3項の規定に
より当該補助金の交付の変更を承認し
たときは、四日市市企業等農業参入支
援事業補助金変更決定通知書(第8号
様式)により補助事業者に通知するも
のとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完
了したときは、速やかに四日市市企業
等農業参入支援事業補助金実績報告書
(第9号様式。以下「実績報告書」と
いう。)に、必要な書類を添えて、市
長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第14条 市長は、実績報告書が提出さ
れたときは、その内容を審査し、適当
と認めるときは、交付すべき補助金の

額を確定し、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書（第11号様式）により、市長に補助金を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金等の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業等を中止又は廃止したとき。

(4) 補助事業等に関する申請、報告又は施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金等の使用が不相当と

（決定の取り消し）

第8条 市長は、規則第15条に定めるもののほか、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助事業が完了した後、良心的に管理せず、効果的な運用を図らなかったとき。

(2) 取得財産等を、あらかじめ市長に承認を得ずに、他の物件と交換し、又は債務の担保に供したとき。

認めるとき。

(補助金等の返還)

第16条 市長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第17条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第18条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産がその耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の評価)

第19条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果

(取得財産の処分)

第9条 市長は、申請者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。

(補助金の評価)

第10条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果

<p>について十分に検証するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第20条</u> この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>について十分に検証するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
--	---

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

四日市市長

申請者

所在地

企業等名

代表者名

四日市市企業等農業参入支援事業実施計画承認申請書

みだしのことについて、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき承認申請します。

添付書類等

1. 実施計画書（別添1）
2. 過去2期の決算書（ただし、事業を営んでから2年未満の企業等については、申請時において添付できる決算書）
3. 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（申請時において効力がある登記事項の証明）
4. 定款
5. 会社パンフレット（会社の経歴、事業を紹介するもの）

別添 1

四日市市企業等農業参入支援事業実施計画書

①申請者

(1) 名称等

企業等名	
代表者名	
業種等	
所在地	
設立年	

(2) 労働力

役職員数	人 (年 月 日現在)	
農業に係る労働力	初年度	申請から5年後
常時雇用者数 (人)		
臨時雇用者数 (人)		
計 (人)		
上記のうち市内在住者 (人)		
農業専従職員数 (人)		

②行う農業の内容

(1) 概要

参入開始予定年月日	年 月 日
年 月 日	展開する農業の内容

(2) 農業生産部門内容

部門名 (作目名)		初年度 (年 月～ 年 月)			申請から5年後 (年 月～ 年 月)		
		作付面積	販売量	販売額	作付面積	販売量	販売額
	目標						
	実績						
	目標						
	実績						
	目標						
	実績						
合計			—			—	

営業年度で記入すること。

(3) 施設・機械整備内容

施設・機 械名	導入年月	規模・数 量		利用計画	
				初年度	申請から5年後
			目標		
			実績		
			目標		
			実績		

(4) 土地

地区名	地目	所有・借入	面積 (a)		備考
			初年度	申請から5年後	

申請者

所在地

企業等名

代表者名

四日市市企業等農業参入支援事業実施計画承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった実施計画について、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき承認します。

年 月 日

四日市市長

承認の条件等

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

所在地

企業等名

代表者名

四日市市企業等農業参入支援事業実施計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号 で承認された実施計画について、下記のとおり変更したいので、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき承認されたく申請します。

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

変更理由

添付書類等

（変更事項を証する書類）

申請者

所在地

企業等名

代表者名

四日市市企業等農業参入支援事業実施計画変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった実施計画について、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき変更を承認します。

年 月 日

四日市市長

変更の承認の条件等

第4号様式の次に次の7様式を加える。

四日市市長

申請者

所在地

企業等名

代表者名

年度四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付申請書

年度において、四日市市企業等農業参入支援事業を実施したいので、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 事業計画書（収支予算書）（別添1）
- (2) 補助対象経費の見積書2者以上（写しでも可）
- (3) 補助対象経費の概要等が確認できるカタログ等
- (4) その他市長が必要と認める書類

別添 1

四日市市企業等農業参入支援事業計画書（収支予算書）

企業等名	実施年度	年度
実施する事業の概要		

実施する事業の内容	事業量	事業費	負担区分			施行計画日	備考
			補助金	自己資金	その他		
						着工	
						完了	
						着工	
						完了	
合計	—					—	—

申請者
所在地
企業等名
代表者名

四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市企業等農業参入支援事業補助金については、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の額 金 円
2. 補助金の対象となる事業
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

申請者

所在地

企業等名

代表者名

四日市市企業等農業参入支援事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1. 補助金変更申請額 金 円
2. 変更の理由
3. 変更の内容

申請者
所在地
企業等名
代表者名

四日市市企業等農業参入支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市企業等農業参入支援事業の計画変更を承認したので、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 変更決定額 金 円
2. 計画変更の内容
3. 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から 5 か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

四日市市長

申請者

所在地

企業等名

代表者名

年度四日市市企業等農業参入支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号 で交付決定のあった
年度四日市市企業等農業参入支援事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市企業
等農業参入支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告しま
す。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 添付書類

- (1) 事業実績書（収支決算書）（別添1）
- (2) 領収書等の支出が確認できる書類（写しでも可）
- (3) 事業実績を示す写真（施設整備事業の場合は、整備前後の写真）
- (4) その他市長が必要と認める書類

別添 1

四日市市企業等農業参入支援事業実績書（収支決算書）

企業等名	実施年度	年度
実施した事業の概要		

実施した事業の内容	事業量	事業費	負担区分			施行日	備考
			補助金	自己資金	その他		
						着工	
						完了	
						着工	
						完了	
合計	—					—	—

申請者
所在地
企業等名
代表者名

四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度四日市市企業等農業参入支援事業補助金実績報告書については、四日市市企業等農業参入支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 補助金の確定額 金 円

2. 補助金の対象事業

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

年 月 日

請 求 書

四日市市長

所在地
企業等名
※代表者名

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 _____ 年度四日市市企業等農業参入支援事業補助金

※申請者の記載にあたっては当該法人等の代表者の署名又は記名押印をすること。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)